

## 第1回阿蘇市議会会議録

- 1.平成28年3月4日 午前10時00分 招集
- 2.平成28年3月4日 午前10時00分 開会
- 3.平成28年3月4日 午前11時04分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

### 欠席議員

なし

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	園田羊一
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	農業委員会事務局長	田口求
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	市原巧	住環境課長	古閑政則
人権啓発課長	下村裕二	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	佐伯寛文	水道課長	丸野雄司
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	監査委員事務局長	小嶋穂寿美
内牧支所長	橋本紀代美	波野支所長	坂口英昭

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局長 本 田 良 治  
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について（議長）

日程第 4 施政方針の説明

日程第 5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（藏原博敏君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

平成 28 年第 1 回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙な折にも関わりませず、3 月の定例本会議にご出席をいただきましたことに対し、お礼を申し上げます。

本定例会は、平成 28 年度当初予算を審議する最も重要な議会であります。執行部より提出された諸議案は、平成 28 年度予算案及び平成 27 年度補正予算案のほか、条例の制定等 61 件であります。市民生活に重大な関連があり、その内容も多種多様にわたる膨大なものがございます。

議案の内容につきましては、後ほど市長から詳細にわたって説明されることと存じますが、議会としましては、市民の要望する諸政策を市政運営上、力強く反映すべく努力していきたいと存じます。従って、会期も相当の日数を予定しているのですが、議員各位の熱心なご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

時すでに早春とは申しながら、余寒なお去りがたい折から、皆様におかれましてはご自愛を賜りまして、本市議会の審議にご精励くださいますようお願い申し上げ、開会のご挨拶いたします。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、平成 28 年第 1 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりでありま

す。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、9番議員、河崎徳雄君、10番議員、大倉幸也君の両名を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告をいたします。

議会運営委員会を2月26日午前10時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしました結果、まず会期につきましては、今定例会の付議事件が専決処分の報告2件、専決処分の承認1件、条例の制定及び改正28件、平成27年度補正予算案10件、平成28年度予算案13件、規約の制定2件及びその他5件の計61件であることから、会期を本日3月4日から3月22日までの19日間といたしました。

会期日程につきましては、議員各位に配布してあるとおりであります。ご了承をお願いします。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。専決処分の報告2件、専決処分の承認1件以外のすべての議案については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。

なお、委員会付託議案審議については、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑は、ご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについてご報告いたします。

まず、一般質問の通告期限であります。3月9日の午後5時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。

なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については、執行部において万全の準備を整えて、的確な答弁ができるよう具体的に記載していただくこと、また、通告内容以外の質疑にならないよう気をつけていただきますよう併せてお願いをいたします。また、執行部におきましても、所管の質問に対して答弁がスムーズに行われるよう、万全の態勢を期していただきますようお願いいたします。

次に、一般質問の時間についてですが、答弁も含め45分間といたしておりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会散会後は、全員協議会を開くことにいたしましたので、ご

出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配布いたしました別紙報告書をご覧くださいと思います。

まず、監査委員より、平成27年11月分から28年1月分までの例月出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧をお願いしたいと思います。

次に、全国市議会議長会並びに阿蘇市町村議長会等の開催状況についてであります。お配りしているとおりであります。詳細につきましては、後でご覧いただきたいと思っております。

以上、諸般の報告を終わります。

### 日程第4 市長の施政方針について

○議長（藏原博敏君） 日程第4、市長の「施政方針の説明」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

はじめに地方創生に向け、各自治体が独自の施策を進める中、本年は昨年10月に策定した阿蘇市総合戦略の具現化に向けた重要な年であり、今後5年間の取り組みが阿蘇市の将来を大きく左右するものと強く認識をしています。①経済の活性化による地域活力の創造②「福祉・政策」の充実による雇用創出③教育による人材育成と郷土愛の創造を目指し、市民の皆様方が「合併してよかった」、「阿蘇市に住んでいてよかった」、市外の方々からも「阿蘇に住んでみたい」と思っただけのような各種施策の推進、世界の阿蘇を拓く「未来につながる阿蘇市づくり」、「どこよりも魅力あるまちづくり」になお一層力を注いでまいります。

それでは、平成28年第1回市議会定例会の開会にあたり、施政方針の一端を述べさせていただきます。

#### 【総務】

地域の安定的な発展は、安心・安全な暮らしの実現が大前提であります。被災自治体として、風水害や噴火災害をはじめあらゆる災害に対し、「命を守ること」を第一に、常に危機

意識を持って、自主防災組織の育成、避難誘導體制の強化、予防的避難の実行など、地域と共作した防災・減災対策に努めます。

特に阿蘇中岳第一火口は、平成 26 年 8 月 30 日の活動活発化以後 1 年半経過した今も、未だ安定を見せず、市民の皆様方、観光業者の方々には不安を抱かせたままでありますが、先月、活動火山対策特別措置法に基づく警戒地域が発表され、阿蘇市も阿蘇中岳周辺自治体として指定を受けました。“火山と共存する市”として、有事の際に迅速かつ円滑な防災体制を執ることができるよう、関係機関の協力を得ながら、国の指針に沿った火山防災対策を進めます。

また、防災・衛生・景観等の面で課題となっている空き家対策については、現在、区長の方々を通じ、その実態を取りまとめており、優先順位を付して対策に取り組みます。

自治体情報セキュリティについて、昨年 5 月に発生した日本年金機構へのサイバー攻撃による情報流出事件に見られるように、公的機関や企業に対するサイバー攻撃は年々複雑かつ巧妙化し、脅威を増しています。また、1 月にはマイナンバーが本格運用を開始、平成 29 年 7 月からはマイナンバーを活用したオンラインでの情報連携も予定されており、情報セキュリティ対策の強化が更に求められています。

本市では、その強化策として、基幹系システムアクセス時の二要素認証の導入やマイナンバー情報連携に利用されるネットワークとインターネットが接続するネットワークとの分割など、庁内情報システムの抜本的な強化を図り、見えない脅威に対処してまいります。

選挙制度については、本年 7 月に予定されております参議院議員通常選挙から選挙権年齢が 18 歳に引き下げられます。本市では、この改正を投票率向上のためのよい機会と捉え、市内の学校と連携し、より一層の選挙啓発を実施するとともに、市民全体の主権者意識の向上に努めてまいります。

行財政改革については、本年度から職員に対し人事評価を実施、計画的な人材育成やコミュニケーションによる組織の活性化、管理職のマネジメント力の醸成に努め、地方自治新時代の職員となるべく意識改革を図ります。国への派遣も環境省 1 名に加え、本年は観光庁へも 1 名派遣します。早い国の動きを身をもって体験する中で、先手の取り組みに活かすなど職員全体への刺激につなげていきます。

国の平成 28 年度予算編成の基本的方針は、経済・財政再生計画の着実な推進と、一億総活躍社会の実現、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）を踏まえた対応を大きな柱として編成、併せて新しい 3 本の矢「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の推進が謳われており、地方においても、この国の取り組みを一つの基本に各種施策を進めていくことが求められています。

このような中、本市においても合併算定替に伴う地方交付税の段階的削減も 2 年目を迎え、また、年々増加傾向にある社会保障経費の捻出においても、限られた財源の中、創意工夫と慣例を超えた取り組みを行うことが重要と位置付けています。財政運営においても、後年度の財政負担等を考慮し、国・県との連携及び補助金等をより有効的、積極的に活用しながら、引き続き将来的な財政安定を心がけてまいります。

「第二次阿蘇市総合計画」策定については、本年から準備を進めますが、現状の検証や将来の「あるべき姿」などを詳細に研究し、また、各種団体・各世代等、市民の皆様方の声を十分に反映、更には「総合戦略」、「新市建設計画」の内容を十分に組み込みながら行ってまいります。

地方創生は、本市の特質を活かし、時代に応じた斬新な施策、広域的な連携を踏まえた施策等を念頭に、交流人口の増加・仕事の創出・定住化等につなげるべく全力で取り組みます。

#### 【生活】

社会保障・税番号制度の導入に伴い、昨年 11 月からの通知カードの送付に続き、本年 1 月からは申請者に対して順次マイナンバーカードの交付を行っています。引き続き、本人確認を徹底し、安心・確実なマイナンバーカードの交付を進めます。

また、2 年目を迎える「阿蘇市生活相談センター」は、庁内各課との連携及び消費生活センターとの重層的な支援体制を更に強化し、様々な課題を抱えた生活困窮者の方々の「ワンストップ相談窓口」として、自立、就労の支援に努めてまいります。

#### 【医療福祉】

児童福祉について、多様な子育て環境の負託に応える「ファミリーサポート事業」として、一時的に子どもを預かるサポーターを養成し、保護者とサポーター双方を登録、不定期に生じる受給調整を支援することで保護者の負担軽減を図ります。保育園整備事業については、4 月に新築移転する熊本YMCA黒川保育園に続き、本年度は、宮地保育園の新園舎建設を支援します。

4 月に開校する一の宮小学校の放課後児童クラブは、給食センターの統合により閉鎖する一の宮給食センターを活用し運営します。子どもたちが安全に過ごせるよう改修工事を行うとともに、これまで取り組みがなかった坂梨校区の児童も対象となり、保護者の負担軽減を全市的に図っていきます。

「赤ちゃんの駅登録整備事業」は、授乳やおむつ替えができる空間を持った施設の登録を、官・民協力し進めており、今後、ステッカーが貼られた施設が阿蘇市内でも見られるようになります。

高齢者福祉では、養護老人ホーム（旧「上寿園」）の民営化に伴う新たな運営先が決定しましたので、施設建設を支援、平成 29 年 4 月からの運営再開を目指します。

また、阿蘇市社会福祉協議会が取り組む「シルバー人材センター事業」は、年々事業が拡大できておりますので、市民各位の負託に応えるべく事業を支援し、高齢者の方々の生きがいをいづくりに努めてまいります。

一昨年、昨年と給付が行われています「臨時福祉給付金」は、本年度も給付が予定されており、年金受給者（住民税非課税者）の方には、別に年金生活等支援臨時福祉給付金が給付されますので、円滑な給付業務に努めます。

障害福祉においては、平成 28 年度から 3 年間、本市を会場として、「熊本県身体障害者グランドゴルフ大会」が開催されます。来場されたすべての方々が満足されるよう取り組んでまいります。

国民健康保険特別会計は、平成 21 年度以降、赤字収支が続いています。これまで財政調整基金を取り崩し、何とか収支のバランスを保ってきましたが、平成 26 年度には基金も枯渇してしまったことから、平成 27 年度に合併後初めての保険税率の見直しを行いました。しかしながら、被保険者の減少及び高齢化の進展、医療費の増加により、財政は依然として厳しい状況にあります。引き続き、特定健診・保健指導の効果的な実施、保健事業の充実に努め、医療費の適正化及び国保財政の健全化を図ってまいります。

介護保険事業は、地域の実情に応じた多様なサービスが提供できるよう、本年度から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。新制度のもと、医療と介護の連携、認知症対策などを更に強化し、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう阿蘇市の実情に合った「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

阿蘇医療センターでは、昨年 4 月から新たに 4 名の医師が常勤となり、幅広い疾患にも対応できるようになりました。更に糖尿病や睡眠時無呼吸症候群外来を新設するなど、ニーズに応じた診療体制の充実に取り組んでいます。

今後も医師・看護師の確保に努め、“信頼と責任”を念頭に、病院事業管理者甲斐院長のもとスタッフ一同努力を重ねるとともに、地域拠点病院として医師会はじめ関係機関との連携を強化し、地域完結型医療体制の充実に努めます。

人権施策は、阿蘇市人権・同和教育推進協議会活動と隣保館事業を中心に関係機関と連携し、人権意識の向上、福祉と人権のまちづくりを目指し、人権教育・啓発活動に積極的に取り組みます。

男女共同参画の推進は、「女性活躍推進法」や「阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画」の実現に向け進めてまいります。

#### 【経済】

国の農業政策は、昨年 10 月の TPP 大筋合意を受け、守りから攻めの農業に転換し、経営感覚に優れた担い手の育成や国際競争力の強化、経営安定対策の充実等を図る措置が講じられています。

本市としても、国の政策を注視しながら農業団体に国や県の各種情報提供を行い、将来への布石となるべく農業振興を図ってまいります。その方策として、集落営農組織や認定農業者といった地域の担い手の規模拡大や経営効率化を引き続き支援するとともに、地方創生加速化交付金を活用した阿蘇郡市一体的な新規就農者や農林業の担い手の定着と定住化につながる取り組みを、県、農林業者、関係団体等、官民一体となり進めてまいります。

一昨年の阿蘇中岳の噴火で、露地作物を中心に降灰被害を受け、国の防災営農対策事業や県の補助事業を活用し、対策を進めています。畜産農家の降灰対策についても、特殊自然災害対策施設緊急整備事業（共同利用施設整備）を行い、飼料作物の生産、収穫の確保と経営安定に努めるなど、本年も引き続き国、県との連携を密に降灰に備えた営農対策に取り組めます。

観光振興については、総合戦略に掲げる「阿蘇ブランドを活かした魅力ある地域戦略」を念頭に各施策に取り組むとともに、着地型観光やインバウンド対策をより具現化するため、

地域全体の観光マネジメント力を高めるDMOの設置も様々な角度から検討してまいります。

4年目を迎える阿蘇市ブランド「然」は、国内外の客層を意識し、「訪ねる然」をテーマに「然めぐり」などを企画し、誘客につながる施策を実施してまいります。

また、阿蘇ユネスコジオパークについては、全国の39地域100を超える自治体が日本ジオパークネットワークとして活動しており、昨年のジオパーク活動のユネスコ正式事業化も受け、関心が高まっています。今後も国内外のジオパークと連携を深め、観光のツールとして最大限活用し、交流人口の増加に努めてまいります。

地方創生の取り組みは、加速化交付金事業を活用し、多言語化など受入環境の整備を進めるとともに、阿蘇の特色を活かした観光商品の造成及び情報発信を行い、おもてなしの充実や観光客の満足度アップに努めます。

人口減少が深刻化する中、本市の元気を維持するためには、子育て世代の応援はもとより、いかに人々が地域内に留まり定住するかが重要課題となります。その方策の一つである「阿蘇市空き家バンク制度」が2月12日から運用を開始しました。現在、市内外の方々の不動産に関する様々な相談に対応できるよう熊本県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会熊本支部との連携協議も進めており、案内窓口のサポート体制の強化など、利用者のニーズを的確に捉え進めてまいります。

また、地域内の若者の就業対策として地元企業のご協力をいただき、高校生を対象とした企業説明会を開催し、地域内雇用の確保を図り、定住化促進に取り組めます。

商工業関係は、平成26年1月に施行された「産業競争力強化法」を踏まえ、これまでの市内空き店舗助成金による支援に加え、今後は地域の創造を促進する施策として、市、商工会、金融機関等関係機関との連携で創業支援対策を強化、各機関における支援情報を共有するなど、起業への入り口を広げるとともに、起業後のフォローアップを含めた総合的な支援を行います。

阿蘇いこいの村前道路南側に整備した「阿蘇山麓多目的広場」は、グラウンドゴルフをはじめ市民の方々の健康増進や憩いの場としてご利用いただくよう、周知等に努めます。

#### 【インフラ】

昨年度は、災害復旧から“潤いある郷土づくり”にスイッチし事業を行ってきましたが、引き続き安心して暮らせる快適なまちづくりに取り組んでまいります。

道路環境の整備は、災害復旧等により遅れていた路線もありますが、随時地元との調整、そして整備を行い、特に幹線道路の下西河原塩井線、池田赤溝線、内牧千丁線等の整備については、重点的に進めます。

また、全国的に道路や橋梁等の老朽化が問題視される中、利用者の安全を第一に交付金等を活用し、路面の改修や橋梁の点検・補修など細部にわたり対応してまいります。

災害関連では、治山・砂防・黒川河川改修など、平成29年度を目標に県の激特事業が進められておりますが、期限と事業費が限られる中、将来に向け、より安全な黒川中長期河川改修計画を作り上げ、実行することが最重要課題と考えます。そのために、「黒川激事業及び川づくりに係る連絡協議会」を中心に、積極的な要望と意見交換を行ってまいります。



上水道事業は、国の方針に基づき策定した「簡易水道統合計画」により、管内7カ所の簡易水道が上水道へ統合する最終年度となります。

また、漏水の原因となる老朽管の耐震化を計画的に進め、有収率向上に努めるとともに、不測の事態に備えた訓練や遠隔監視装置の拡充など危機管理体制の強化を図ってまいります。

下水道事業は、公共下水道事業の全体計画の見直し、認可変更の時期となり、引き続き公営住宅を含む黒川地区の污水管渠整備と老朽化に伴う処理場の改修（改築更新）整備を進めてまいります。このほか、昨年から実施しております宅地嵩上げ関連の合併処理浄化槽設置整備補助を含め、水洗化事業に取り組んでまいります。

#### 【教育】

阿蘇市学校規模適正化基本計画に基づく学校統合事業は、先行統合した旧中通小学校と宮地、坂梨、古城小学校の4校が統合し、4月から「一の宮小学校」が開校します。また、尾ヶ石東部小学校も児童数の減少により、4月、阿蘇西小学校に先行統合します。多くの級友の中で切磋琢磨し、より充実した学校生活を送ることが期待されます。

また、一の宮学校給食センターは老朽化に伴い、阿蘇学校給食センターに統合します。改修工事後、4月からより安全でおいしい“児童・生徒が毎日楽しみにする学校給食づくり”に努めます。

学校施設の耐震化は、一の宮中学校の耐震工事が終了し、これで市内全小・中学校の校舎及び体育館の耐震化が図られ、安心して安全な教育環境が整いました。

本年9月24・25日、「大地の力を君の力へ。」をスローガンに「第71回熊本県民体育祭阿蘇大会」が阿蘇地域を会場に開催されます。本市では開・閉会式をはじめ8つの競技が実施され、期間中、多くの方々をお迎えすることになります。本大会の成功に向け、市民の皆様方のご協力をお願いします。

世界文化遺産登録推進事業は、国への重要文化的景観選定に向けた申し出を行うため、阿蘇郡市7市町村と連携し、引き続き阿蘇郡市共通の景観保全策等に取り組んでいきます。

#### 【おわりに】

本年度は、TPPに対する対応や景気・雇用情勢の動向、そして地方創生に向けた取り組みと、時代の分岐点に差し掛かっており、厳しい財政状況の中、自分たちの大切な阿蘇市をどうするか、その起点となる1年であります。

交流人口を増やし、この阿蘇に魅力を持ってもらう。そして定住化につなげること。そのためには、市民の皆様方が安心・安全に暮らすことができるまちづくりがより重要となってきます。

緊急性、実効性の高い事業を選択し、予算編成を行っておりますので、どうぞ、議員、市民各位の引き続きのご支援とご協力、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、平成28年度の施政方針といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の「施政方針の説明」が終わりました。

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第 5、市長より、今期定例会に提出される議案の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 続きまして、平成 28 年第 1 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 1 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 27 年 5 月 4 日午後 5 時 30 分頃、阿蘇市一の宮町宮地 6029 番地 1、市道仙酔峡線、仙酔峡駐車場入り口において、相手方の乗車する車両が駐車場に進入する際、側溝に布設していたグレーチングが跳ね上がり、車両の底部に接触、負傷させた人身事故について、平成 28 年 2 月 3 日に示談が成立。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 2 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 27 年 12 月 18 日午前 5 時 30 分頃、阿蘇市一の宮町北坂梨市道鬼塚線において、相手方の運転する車両が横断側溝を通過する際、側溝に布設していたグレーチングが跳ね上がり、車両の底部に接触、車両に損害を与えた物損事故について、平成 28 年 1 月 28 日に示談が成立。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

承認第 1 号「専決処分した阿蘇市税条例等の条例の一部を改正する条例の一部改正について」

本件は、国において地方税分野における個人番号の利用手続きについての一部見直しが行われ、地方税法施行規則等の一部改正に伴い、緊急に改正の必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第 1 号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の制定について」

本件は、行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査の事務手続き及び同法で条例に委任されている事項を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第 2 号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」

本件は、行政不服審査法の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 3 号「阿蘇市行政手続条例の一部改正について」

本件は、行政不服審査法の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 4 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」

本件は、行政不服審査法の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 5 号「阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」

本件は、行政不服審査法の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 6 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

本件は、国家公務員に準じた給料表へ改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 7 号「阿蘇市分担金徴収条例の一部改正について」

本件は、行政不服審査法の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 号「阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」

本件は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律に施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 9 号「阿蘇市部設置条例の一部改正について」

本件は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 10 号「阿蘇市情報公開条例の一部改正について」

本件は、行政不服審査法の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 11 号「阿蘇市情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正について」

本件は、行政不服審査法の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 12 号「阿蘇市消費生活センター条例の一部改正について」

本件は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律に施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 13 号「阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について」

本件は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、本条例を制定するものであります。

議案第 14 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について」

本件は、一の宮小学校の開校に伴い、新たに放課後児童健全育成事業を行う施設を確保する必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第 15 号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 16 号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 17 号「阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 18 号「阿蘇東部高齢地域農業活性化推進協議会設置条例の一部改正について」

本件は、神楽苑の有限から株式への組織変更に伴い、条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 19 号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」

本件は、阿蘇山公園道路における安定的な管理運営に対する資金を確保するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 20 号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」

本件は、阿蘇市温泉センター事業検討委員会から提出された意見書に基づき、使用料の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 21 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」

本件は、排水設備工事責任技術者資格認定に関する試験及び更新講習会に関する事業の移管及び移管先の合併による名称変更に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 22 号「阿蘇市立小・中学校設置条例の一部改正について」

本件は、小学校の統合に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 23 号「阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について」

本件は、老朽化に伴い、既存の学校教職員住宅を廃止する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 24 号「阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について」

本件は、統合となる小学校の施設を社会体育施設として開放するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 25 号「阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について」

本件は、施設を社会体育施設として開放するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 26 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」

本件は、統合となる小学校の施設を社会体育施設として開放するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 27 号「阿蘇市立学校給食センター設置条例の一部改正について」

本件は、学校給食センターの統合に伴い、併せて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 28 号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」

本件は、阿蘇市簡易水道の一部区域を阿蘇市上水道へ統合することに伴い、関係条例の規定を整備し、併せて所要の改正を行うものであります。

議案第 29 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 7 号補正であります。

歳入では事業確定に伴う国県支出金、市債等の増額、減額及び国の補正予算成立に伴う地方創生加速化交付金等を計上しております。

歳出では病院事業会計及び阿蘇山観光事業特別会計に対する繰出金を増額し、地方創生加

速化交付金事業として、人と自然が共作する阿蘇市ブランド「然」構築事業を単独事業、阿蘇地域若者雇用の広域連携事業等を計上しております。また、農林畜産業関連予算では、国のTPP関連政策大綱に基づく施策として、担い手確保、経営強化支援事業、防災・減災対策等の推進に基づく施策として、阿蘇火山防災畜産対策事業補助金、平成27年度経済対策分を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億658万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を191億8,888万2,000円といたしました。

議案第30号「平成27年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

歳入では噴火の影響による道路使用料及び山上売店収入の減額、それに伴う一般会計繰入金を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2,347万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額を8,114万6,000円といたしました。

議案第31号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第3号補正であります。

歳入では国庫支出金及び市債を、歳出では事業費の減額をしております。これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1億3,075万円を減額し、歳入歳出予算総額を6億4,377万9,000円といたしました。

議案第32号「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第4号補正であります。

歳入では国庫支出金、共同事業交付金及び繰入金を、歳出では総務費及び保険給付費を追加しております。これらの補正の結果、既存の予算額に歳入歳出それぞれ1億7,821万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を45億7,114万1,000円といたしました。

議案第33号「平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第4号補正であります。

歳入では県支出金及び繰入金を、歳出では総務費を追加しております。これらの補正の結果、既存の予算額に歳入歳出それぞれ59万円を追加し、歳入歳出予算総額を32億118万7,000円といたしました。

議案第34号「平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第4号補正であります。

歳入では後期高齢者医療保険料を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額しております。これらの補正の結果、既存の予算額から歳入歳出それぞれ998万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を3億8,831万円といたしました。

議案第35号「平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第3号補正であります。

歳入では使用料及び手数料を追加し、歳出では財政調整基金費を計上しております。これらの補正の結果、既存の予算額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算総額を2,198万9,000円といたしました。

議案第 36 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳出に財政調整基金費を計上しております。なお予備費を充当したため、歳入歳出予算総額に変更はありません。

議案第 37 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

収益的支出では上水道事業費を 750 万円追加し、簡易水道事業費を 15 万円減額しております。これらの補正の結果、収益的支出予算額を 4 億 9,002 万 1,000 円といたしました。

議案第 38 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

収益的収入では医業収益を減額し、医業外収益を追加、収益的支出では医業費用を減額し、特別損失を追加しております。これらの補正の結果、収益的収入及び支出予算総額を 25 億 5,794 万円といたしました。また資本的収入では補助金を、資本的支出では建設改良費を追加しております。これらの補正の結果、資本的収入予算額を 1,450 万 9,000 円とし、資本的支出予算額を 7,692 万 2,000 円といたしました。

議案第 39 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計予算について」

本予算は、26 年度から継続事業として実施してきました一の宮中校区統合小学校建設事業、前年度当初予算額約 19 億円の皆減等の影響により、前年度当初予算と比較して約 18 億 4,000 万円、10.8%の減額となりました。

歳入では 27 年度から交付税が段階的に縮減されていることに加え、個人・法人市民税などの減収が危惧される一方で、増大する社会保障経費に充てる財源として、26 年度から追加交付されている地方消費税交付金の増額等を計上しております。

歳出では主な事業として、養護老人ホーム建設費等補助金、宮地保育園建設に係る保育所等施設整備補助金、年金生活者等支援臨時福祉給付金、阿蘇市幹線道路広域農道整備負担金、第 71 回熊本県民体育祭阿蘇大会実行委員会負担金等を計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算総額を 150 億 9,415 万 9,000 円といたしました。

議案第 40 号「平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」

歳入では公園道路及びユースホステルの使用料及び売店収入等を、歳出では公園道路及び売店業務管理委託料、売店商品仕入れである原材料費及び一般会計繰出金等を計上し、前年度当初予算と比較して 425 万 2,000 円の減額となっております。これらによりまして、歳入歳出予算総額を 1 億 36 万 9,000 円といたしました。

議案第 41 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」

歳入では国庫支出金及び繰入金等を、歳出では事業費等を計上し、前年度当初予算と比較して 4,238 万 2,000 円の増額となっております。長寿命化計画による下水道浄化センター処理場改築更新、管渠整備として、主に坊中南住宅、黒川地域を計画しております。また、広域農道通称 8m 道路改修による成川橋の撤去に伴う、圧送管仮設工事及び下水道事業認可変更計画策定を行います。これらによりまして、歳入歳出予算総額を 8 億 853 万 4,000 円とい

たしました。

議案第 42 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」

歳入では国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金及び繰入金等を、歳出では総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護給付費、共同事業拠出金及び保険事業費等を計上しております。

保険給付の状況により、前年度当初予算と比較して 2 億 8,147 万 7,000 円の減額となっております。これらによりまして、歳入歳出予算総額を 43 億 3,674 万 9,000 円といたしました。

議案第 43 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」

歳入では介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金等を、歳出では総務費、保険給付費及び地域支援事業費等を計上しております。新しい介護予防、日常生活支援総合事業への移行に伴う地域支援事業費を増額、前年度当初予算と比較して 708 万 2,000 円の増額となっております。これらによりまして、歳入歳出予算総額を 30 億 8,814 万 8,000 円といたしました。

議案第 44 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」

歳入では後期高齢者医療保険料、保険基盤安定負担金、一般会計繰入金及び県広域連合受託事業収入等を、歳出では総務費、被保険者保険料、保険基盤安定負担金等納付金及び保険事業費等を計上しております。後期高齢者歯科口腔健康診査の開始により、保険事業費を増額しておりますが、総務費を減額、前年度当初予算と比較して 249 万 8,000 円の減額となっております。これらによりまして、歳入歳出予算総額を 3 億 8,646 万 6,000 円といたしました。

議案第 45 号「平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」

歳入では使用料及び手数料等を、歳出では老朽化した水道管布設替計画に伴う委託料及び工事請負費等を計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算総額を 1,740 万 8,000 円といたしました。

議案第 46 号「平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」

歳入では使用料及び手数料等を、歳出では水道管理費等を計上しております。三野地区の一部が阿蘇市上水道に移行したことに伴い、前年度当初予算と比較して 770 万円減額しております。これらによりまして、歳入歳出予算総額を 809 万 7,000 円といたしました。

議案第 47 号「平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」

歳入では使用料及び手数料等を、歳出では老朽化した水道管布設替計画に伴う委託料及び工事請負費等を計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算総額を 1,624 万 2,000 円といたしました。

議案第 48 号「平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」

歳入、歳出とも原野貸付に伴う予算を計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算総額を 3 万円といたしました。

議案第 49 号「平成 28 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」

歳入、歳出とも区画整理に伴う予算を計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算総額を19万5,000円といたしました。

議案第50号「平成28年度阿蘇市水道事業会計予算について」

この予算は、上水道事業給水戸数7,966戸、簡易水道事業給水戸数1,854戸に対し、給配水を行うものであります。収益的収入では4億9,386万5,000円、収益的支出では4億8,214万8,000円を計上し、1,171万7,000円の経常利益を目標としております。また、資本的収入では2億8,228万7,000円、資本的支出では5億1,438万円を計上、配水、送水管更新事業及び老朽化した水道施設の更新設備事業等を実施することにより、安全・安心な水の安定供給態勢を図ってまいります。

議案第51号「平成28年度阿蘇市病院事業会計予算について」

収益的収入では医業収益及び医業外収益等を、収益的支出では医業費用、医業外費用及び特別損失等を計上し、予算総額を24億3,228万7,000円といたしました。また、資本的収入では他会計負担金及び県補助金を計上、総額2,753万5,000円とし、資本的支出では建設改良費、企業債償還金及び市借入金償還金を計上、総額1億677万5,000円といたしました。なお、資本的収入が支出額に対して不足する額7,924万円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第52号「熊本広域行政不服審査会の共同設置について」

本件は、行政不服審査法の施行に伴い、熊本広域行政不服審査会を共同して設置するため、地方自治法第252条の7第3項において、準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、構成団体の議会において同文議決を求めるものであります。

議案第53号「熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」

本件は、熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結したいので、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号「阿蘇市総合計画の期間延長について」

本件は、阿蘇市総合計画の計画期間を平成29年9月まで延長したいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号「阿蘇市過疎地域自立促進計画の策定について」

本件は、阿蘇市過疎地域自立促進計画を策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号「団体営土地改良事業の施行について」

本件は、三野地区の団体営土地改良事業を施行したいので、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号「公有財産(原野)の旧慣使用の変更について」

本件は、旧慣による原野の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。



議案第 58 号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」

本件は、旧慣による原野の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 61 件、報告 2 件、承認 1 件、条例 28 件、予算 23 件、規約 2 件、その他 5 件を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後午前 11 時 20 分から全員協議会を開催いたしますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。お疲れでした。

午前 11 時 04 分 散会